

建設工事等契約に係る低入札価格調査実施要領（EEX-07002H）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

1. 目的

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和4年5月20日一部変更）を踏まえ、建設工事等に係る契約事務実施要領の特則第3条に基づき、宇宙航空研究開発機構（以下「機構」）が発注する建設工事等に係る契約における低入札価格調査の運用基準を定めるものである。

2. 対象工事

土木・建築・建築設備工事及びそれに係る設計・調査・測量・施工監（管）理等（「建設工事等」）の契約で競争入札によるもののうち、予定価格（消費税込）が1千万円を超えるものとする。

3. 調査基準価格

低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」）は、以下のとおりとする。なお、調査基準価格の算出過程においては端数処理を行わず、合計額に端数がある場合、1円未満を切り捨てる。

3-1. 土木工事

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 上記によりがたい場合、調達部長は、契約ごとに、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とすることができる。

3-2. 建築・建築設備工事

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
 - ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 上記によりがたい場合、調達部長は、契約ごとに、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

3-3. 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。
- ①直接工事費の額に10分の9.56を乗じて得た額
 - ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 上記によりがたい場合、調達部長は、契約ごとに、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

3-4. 設計・調査・測量・施工監(管)理等

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費の額。
- (2) 上記によりがたい場合、調達部長は、契約ごとに、10分の5から10分の8までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4. 入札参加者への通知

機構の契約担当者(以下「契約担当者」)は、入札参加者に対し、次の事項を入札時に文書または口頭で通知する。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の以下の事項
 - ① 入札終了の方法及び結果の通知方法
 - ② 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - ③ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、機構の求めに応じ、直ちに当該入札価格に係る内訳書又は見積書その他の関係資料を提出しなければならないこと。
 - ④ 調査の結果は公表すること。
 - ⑤ 公表に際しては、機構の裁量により、提出をうけた資料の内容を適宜編集・抜

粹することができること。

5. 入札の執行

契約担当者は、開札後、調査基準価格を下回る入札者があった場合は、入札者全員に対して保留を宣言し、本要領により調査を実施するため、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

なお、調査基準価格を下回る入札者が複数あった場合は、契約担当者は、当該複数の者に対して調査を行うことができる。

6. 資料の提出による調査

契約担当者は、入札を保留とした場合、調査の対象となった最低落札者（以下「調査対象者」）から、次の事項について、様式1により資料の提出を求める。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書又は見積書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況及び手持ち機械の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 建設副産物の処理方法
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び当該工事の発注者及びその成績状況（過去5年分）
- (10) 経営内容と信用保証
- (11) 信用状態

7. 事情聴取による調査

(1) 契約担当者及び積算担当者は、様式1により提出された資料を参考に調査対象者から事情聴取を行い、当該入札価格が次の各号のいずれかに該当することにより低廉となったものであるか否かを確認する。

- ①入札に付した工事に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事の入札時の価格より低廉なこと
- ②入札に付した工事に充てる資材について、入札者が他の工事に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること
- ③入札に付した工事の施工場所又はその近くにおいて同種の工事を施工中又は施工済であって、当該工事に係る器材を転用することができること
- ④前各号に掲げるもののほか、契約担当者又は積算担当者が認める低廉となる特別な理由があること

(2) 前項の事情聴取には、必要に応じ、契約担当課長その他調達部長が認めた者が参加することができる。

(3) 7.(1)に定める事情聴取は、原則として、契約締結権限を有する者又はそれに

準ずる者に対して行う。

8. 調達部長への報告

契約担当者及び積算担当者は、6. 及び7. による調査結果を様式2によりとりまとめ、調達部長に報告する。

9. 適切な工事の履行がなされると認められる場合の措置

調達部長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされると判断したときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を文書又は口頭で知らせるものとする。

10. 適切な工事の履行がなされると認められない場合の措置

- (1) 調達部長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断したときは、調査結果を添えて契約審査委員会の審査を受ける。
- (2) 調達部長は、契約審査委員会の審査結果を踏まえ、次順位者を落札者とする場合には、直ちに調査対象者に対し、様式3により理由を添えその旨を通知する。また、他の入札参加者に対して、その旨を文書又は口頭で知らせるものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る場合は、6. から8. に定める手続きを再度行う。当該次順位者も落札者とはならない場合、以降同様の手続きをとるものとする。

11. 調査結果の公表

調達部長は、様式4により、調査結果を公開ホームページ上に公表するものとする。

様式 1

年 月 日

低入札価格調査に関する資料の提出について

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

調達部長 宛て

入札者

住 所

会 社 名

代表者名

「(工事名称を入れる) 工事」の入札に関し、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の求めに応じ、関係する下記の資料を提出します。

なお、提出内容については、虚偽の内容がないことを誓います。

記

1 資料

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書又は見積書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況及び手持ち機械の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 建設副産物の処理方法
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び当該工事の発注者及びその成績状況（過去5年分）
- (10) 経営内容と信用保証
- (11) 信用状態

2 担当者の所属、氏名、連絡先

低入札価格調査結果について

契約担当者 ○○ ○○ 印

積算担当者 ○○ ○○ 印

建設工事等契約に係る低入札価格調査実施要領に基づき、調査を実施した結果を以下のとおり報告する。

記

- 1 調査結果：入札価格を適当と認める。
(入札価格を適当とは認めない。)

2 対象工事の概要

①	工事名	
②	工事箇所	
③	工事概要	
④	入札経緯	入札日 年 月 日 経過は別紙のとおり
⑤	調査対象者	
⑥	予定価格	円 (税抜き)
⑦	調査基準価格 (算出表別紙)	円 (税抜き) (予定価格に対して %)
⑧	調査対象者の入札価格	円 (税抜き) (予定価格に対して %)

3 調査結果

	調査項目	調査結果
①	事情聴取 日時 相手方 聴取者	
②	提出資料 (1) ～(11)までの事情聴取結果	
③	過去に実施した公共工事の成績状況	
④	経営状況(取引金融機関保証会社への照会状況等)	
⑤	信用状況(建設業法違反、賃金支払い、下請け代金支払い遅延状況等)	
⑥	その他(相手方から出された申し出等)	
調査結果の総合的所見と契約に対する判断		
<ol style="list-style-type: none"> 1 材料及び労務等の調達を含む入札価格の妥当性 2 実績からみた施工能力 3 財務状況からみた経営の健全性 4 総合判断 (適切な施工が可能 ・ 適切な施工は不可能) (施工不可能な場合には、次順位者の入札価格を参考として記載する。) 		

4 添付資料

- ・ 低入札価格調査に関する資料(様式1)

年 月 日

調査対象者 宛て

低入札価格調査の結果について

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 ○○ ○○

(次順位者を落札者として決定する場合の通知内容)

建設工事等契約に係る低入札価格調査実施要領に基づき、貴社から提出された資料に基づき事情聴取をした結果、下記の理由により、貴社が入札した価格では、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められますので通知します。

このため、本入札に関しては、次順位者を落札者として決定します。

記

- 1 工事名
- 2 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた理由

なお、ケースにより、文面は一部変更して通知する。

(次順位者が調査対象者となる場合)

建設工事等契約に係る低入札価格調査実施要領に基づき、貴社から提出された資料に基づき事情聴取をした結果、下記の理由により、該当する入札価格では、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められますので通知します。

なお、次順位者についても調査対象者のため、本要領に基づく調査を実施する予定です。

(次順位者が予定価格を上回っている場合)

建設工事等契約に係る低入札価格調査実施要領に基づき、貴社から提出された資料に基づき事情聴取をした結果、下記の理由により、該当する入札価格では、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められますので通知します。

なお、この入札は不調として取り扱う予定です。

様式 4

低入札価格調査の実施概要

工事名

調査対象業者名

	調査項目	調査結果
①	その価格により入札した理由	
②	手持ち工事の状況	
③	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	
④	手持ち資材の状況及び手持ち機械の状況	
⑤	労務者の具体的供給見通し	
⑥	過去に施工した公共工事名及び当該工事の発注者及びその成績状況 （過去5年分）	
⑦	経営内容と信用保証	
⑧	信用状態	